

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四十一号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（昭和六十一年十二月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「不動産取得税不均一課税措置」を「不動産取得税不均一課税措置」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則第三号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。